

4. 会則一⑤

介護老人保健施設 愛 身体拘束適正化のための指針

I. 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

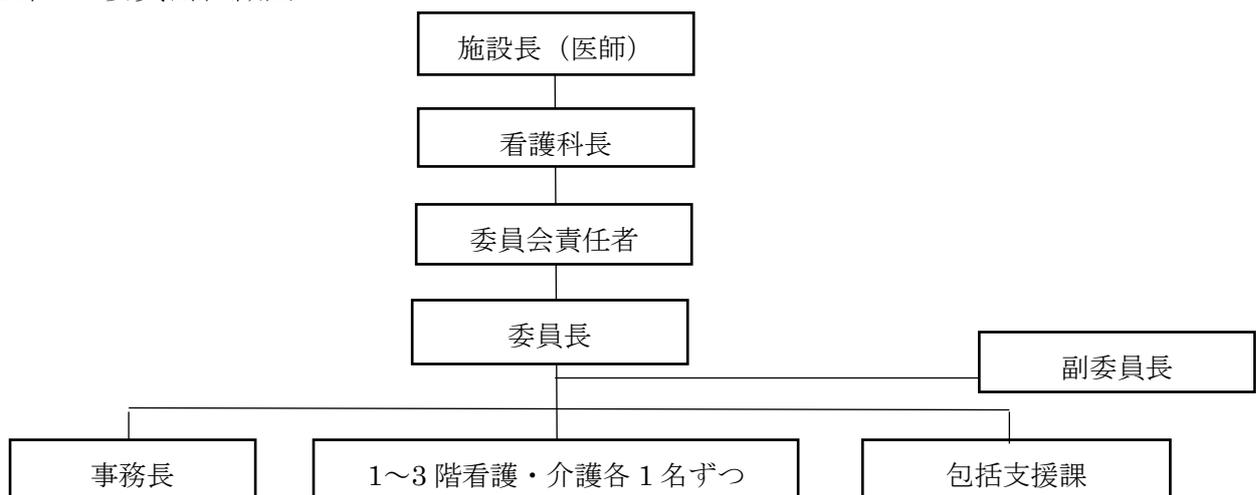
介護老人保健施設「愛」における身体拘束廃止を目指し、入所者様の人間としての尊厳を守ると共に、生命または身体を守るため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないこととする。

II. 身体拘束適正化検討委員会の設置

第1条 目的

- ① 施設内全体の身体拘束の発生や事例を把握し、事例の分析、適正化を検討し、全職員に周知するなど、身体拘束廃止に向けた中枢的役割を担う。
- ② 高齢者虐待防止や身体拘束廃止について研修会を企画・運営し、高齢者の尊厳を守り、身体拘束を行わない職員を育成する。

第2条 委員会組織図



第3条 委員会の基本方針

- ① 各フロアに於いて、身体拘束廃止をスタッフに伝達し、実践する。
- ② 症例について検討し、拘束廃止を進める。
- ③ 1回/3か月委員会を開催し、毎月の拘束の統計を提出し、活動報告・情報交換を行う。
委員会の内容については会議議事録を全職員が回覧し、内容を周知徹底する。
- ④ 職員新規採用時には高齢者虐待防止及び身体拘束廃止について研修を実施する。
- ⑤ 全職員対象に2回/年高齢者の尊厳を守る勉強会を開催する。
- ⑥ 運営委員会と連携を取り、情報交換をする。
- ⑦ 入所者様・御家族様より希望あれば、当該指針を自由に閲覧できるものとする。

Ⅲ. 身体拘束の基本的考え方

1. 身体拘束禁止の根拠

厚生労働省・介護保険施設等の指導基準(H11年3月31日)に基づく。

「第12条 4」

指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供にあたって、当該入所者又は他の入所者等の生命・身体を保護するため“緊急やむを得ない場合”を除き身体的拘束・入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

“緊急やむを得ない場合”とは厚生労働省老健局長通知にて明記あり。

(H13年4月6日付) 別記あり

2. 身体拘束となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養時のチューブを抜かない様に四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養時のチューブを抜かない様にまたは皮膚などをかきむしる為手指の機能を制限するミトン型の手袋等を使用する。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やオムツ外しを制限する為、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹、四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせる為、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する。

3. 拘束の手順・同意書

別紙参照

4. 記録及びカンファレンス

別紙参照

2008年6月1日

2017年5月23日改定

2018年3月27日改定

2020年4月1日改定

2021年4月1日改定

医療法人尚寿会 介護老人保健施設 愛